特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和5年6月5日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法、八戸市介護保険条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ③保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ①保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ①保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	①介護保険システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
①介護資格関係情報ファイル ②介護保険料関係情報ファイル ③介護給付関係情報ファイル 3. 個人番号の利用	l
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 〇第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、81、88、97、106、109、120の項) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) (別表第二における情報照会の根拠) 〇第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93、94の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠)

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	祉部 介護保険課					
②所属長の役職名	果長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	八戸市 福祉部 介護保険課 管理グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5552					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			2年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	2年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	西書の種類					
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシスラ	「ムを通	じた入手を除	(,)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステ.	ムを通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≃の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[内部監査	[] 外部監	査	
9. 従業者に対する教育・日	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日 変更日	<mark> </mark>		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
221	I 関連情報	《 人的》如如	人人区VIII—	IXEM PO AN	
平成28年4月12日	5 気体実体機関における担	市民健康部 介護保険課	健康部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月12日	正•利用停止請求	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公 開グループ 0178-43-2111	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸-丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月12日	取扱いに関する問合せ	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 市民健康部 介護保険課 管理グ ループ 0178-43-2111	八戸市 健康部 介護保険課 管理グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5552	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 〇第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(5、22、43、81、88、97、109、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 〇第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、81、88、97、106、109、120の項)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	前田 美智子	佐々木 勝弘	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	佐々木 勝弘	夏坂 一史	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	様式変更	評価書様式変更に伴い、新様式に内容転記	評価書様式変更に伴い、新様式に内容転記 IVリスク対策を作成	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年4月1日	5年経過前の評価再実施に伴 い、評価書全体を見直し	業務や取り扱いに関する変更なし		事前	
令和2年4月1日	機構改革による部名変更を反映 I -5-① 評価実施機関にお ける担当部署 I-8 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	健康部	市民防災部	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
	所属長名を削除 I-5-① 評価実施機関にお ける担当部署 所属長の役職 名	課長 夏坂 一史	課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和3年9月1日	I -2-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	機構改革による所属部変更を 反映 I-5-① 評価実施機関にお ける担当部署 I-8 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	市民防災部	福祉部	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない